

IV. 総合調査を踏まえたこれからの課題

平成11年度、平成16年度そして今回の博物館総合調査は共通する調査項目をできるだけ設定したので、多くの事項で経年変化が把握でき、また、時系列分析が可能となった。それらを通して、わが国博物館を振興する上での今後の課題と考えられる事項について見てみたい。

わが国の博物館の膨張期は終焉したと言えよう。昭和の後半から平成にかけて新設ラッシュに沸いたが、その後平成10年以降、新設館は急速に減少し、平成15年以降は、昭和40年代前半の状況に戻っている（Ⅱ図表—2）。それでは、次なる段階として、わが国の博物館は充実期に入っているのか。常勤職員が減少し、非常勤職員が増えている（Ⅱ図表—10）。資料購入予算が減少している（Ⅱ図表—12）。収蔵庫の保管状況、資料台帳や資料目録の整備は殆ど進んでいない（Ⅱ図表—28）などなど。博物館は厳しい冬の時代の渦中にある。

このような状況の中で、博物館は開館日を増やし（Ⅱ図表—20）、教育普及活動に力を入れ（Ⅱ図表—15）、ボランティアの助力を受け（Ⅱ図表—33）、学校や地域団体との連携を強化する（Ⅱ図表—17、38）などして、懸命な努力がなされている様子が窺えるが、一方、今日の経済状況や地方の財政事情では、博物館の施設の維持さえ困難になっていくのではないかと危惧される。「自館の問題点」の調査では、「施設・建物が老朽化してきている」が急速に増えている（Ⅲ表21—1）。博物館施設が老朽化し、必要な整備ができなければ、その博物館は閉館に追い込まれてしまう。やがて膨張期に開館した博物館の施設が老朽化の時期を迎える。今後博物館活動のさらなる充実を図るためにも、「施設・建物が老朽化してきている」が「自館の問題点」から減少していくよう、博物館施設の老朽化や耐震基準の改訂に対応する施設整備が適切に行えるよう必要な措置等の検討が望まれる。

管理運営においては3点について述べたい。一つは、公立博物館で所管部局が変わり始め、教育委員会の所管が減少していることである。教育委員会の所管する博物館は、平成9年から16年の間は2.7%の減で、平成16年から20年の間は4.9%と急減して、平成20年には共管を含めても7割程度となっている（Ⅱ図表—6）。この傾向は、都道府県立博物館において著しく、市立・町村立ではそれほどでもない（Ⅲ表3—3）。他方、登録・相当施設以外の博物館類似施設の占める割合は増加の傾向にある（Ⅰ表1）。

登録をはじめ博物館行政に基本的責任を有する都道府県教育委員会の指導・援助体制を整備するとともに、平成20年の博物館法の改正の際に期待されていた教育委員会以外の所管の公立博物館であっても登録博物館とすることができるよう制度の改正について検

討されるべきであろう。また、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、条例で定めれば、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）を地方公共団体の長が管理・執行することができることとされたことにより、今後、公立博物館においてどのような影響が出てくるのか注視していかなければならない。

二つ目は、これも公立博物館の問題であるが指定管理者制度についてである。今回の調査では、公立博物館での導入状況は23%であった（Ⅱ図表一7）。制度導入から間もない平成16年の2%から大幅に増加している。これは、制度導入の法改正により、当該地方公共団体が出資した法人に管理委託できるのが平成18年までで、以後指定管理者制度に切り替えなければならなかった結果と考えられる。（Ⅱ図表一8）。指定管理者を見ると、地方公共団体出資の法人が57.7%、公共的団体等が17.8%で、民間の事業者は15.1%である（Ⅲ表3一8）。民間の事業者の参入は少なく、地方公共団体出資の法人などが大勢を占めており、今後の指定管理者制度の導入予定もあまり多くない（表Ⅲ3一7）。

博物館の運営において指定管理者制度には事業の継続性などの問題が指摘されており、指定管理の更新の際には、それらの課題について良く検討すべきである。それとあわせて、公立の博物館の管理運営が、直営か指定管理者制度かの二者からの選択ではなく、国立の博物館を設置・運営する独立行政法人と同様の地方独立行政法人制度も選択肢の一つとできるよう制度の早期の改正が望まれるところである。

三つ目は、私立博物館の新たな公益法人制度への対応である。新しい公益法人制度は平成20年12月に施行となったが、従来の社団・財団法人は特例民法法人として5年間の猶予期間が設けられている。今回の調査で関係の私立博物館（384法人）に対応の準備状況を聞いたところ、「移行、申請準備中（既に申請）」が25.0%、「移行を決定、準備はしていない」が22.4%、「対応を決めていない」が4.4%で、無回答が45.6%であった（Ⅱ図表一9）。博物館を設置する特例民法法人は、事業の内容から公益法人として認定を受けやすいとも言われているが、諸般の事情を勘案して、それぞれの博物館は公益法人と一般法人のメリット・デメリットなど検討し慎重に方針を決定すべきであろう。その際、従来の私立の登録博物館に対しての固定資産税等の非課税措置が、公益法人のみではなく一般法人に対しても平成25年以降も継続されるかどうかはきわめて重要な問題である。私立博物館は、新たに固定資産税等が課税されることになれば、経営が困難になることは明らかである。とあって、主にそのために公益法人の認定を受けることは運営上に大きな隘路を生じかねず、将来において公益の認定を取り消されることも危惧される。厳しい経済状況の中で私立博物館が課せられた公的機能を果たしていくためには、博物館を運営する一般法人に対しても固定資産税等を引き続き非課税とされるよう早急に措置することを要請するものである。

わが国の博物館の入館者数は、引き続き減少傾向にあると見られ、これは、博物館界の

長く続く大きな課題である。今回の調査において「入館者数5,000人未満」の館は平成9年の調査に比し5%増、平成16年に比し2.5%増の26.5%と全体の4分の1を超えるまでに増えているのに対し、「1万人～3万人未満」の館が若干増えているが、それ以外は現状維持か、減少している（Ⅱ図表—13）。

しかし、これに対して博物館は手をこまねいているわけでは決してない。厳しい財政状況にあって可能な方法で努力がされている。「入館者を増やすための取り組み」を見ると、「取り組んでいる」館は、調査のたびに増加し、今回の調査では82.5%に達している（Ⅱ図表—31）。その中身を見ると、企画展等の積極的開催や展示の更新、学校や各種団体との連携強化、教育普及活動の積極的実施など待ちの姿勢ではなく、自ら出て行く行動的な取り組みが盛んに行われている様子が見てとれる。これ以外にも、開館日数を多くしたり、開館・閉館時間を柔軟に設定したりしていること（Ⅱ図表—20, 21）は、入館者を増やす活動の一つでもあろう。

しかし、入館者数は博物館にとって重要な指標ではあるが、それのみでの博物館の評価が適切なものではないことはいまでもない。平成20年6月に改正された博物館法に博物館の運営に関する評価を行うことが努力義務として規定されたことは重要である。今回の調査では、自己評価を実施していない館がまだ7割弱あるという状況である（Ⅲ表3—14）が、博物館関係者は協力して、今後、適切な評価基準等による自己評価や第三者評価が高い比率で実施されるよう努力していかなければならず、また、それを支える指導・援助の体制の充実が望まれる。それにより、展示活動や調査研究はもちろん広報活動、危機管理、国際化など博物館の充実のために行うべきことはまだまだ山積しており、博物館各館においては、これらを含め、地道な努力を今後とも続けていかなければならない。

一方で、博物館の活動は、明らかに変わりつつある。「博物館が力を入れている活動」を見ると、「展示活動」が今回までの3回の調査でいずれも一番目になっているのは当然として、大きな変化が見られるのが、「収集保存活動」に取って代わって「教育普及活動」に力を入れる館が増えていることである（Ⅱ図表—15）。厳しい予算の中で資料の収集が難しくなったことが大きな理由であろうが、「資料を収集し、調査研究し、展示して観てもらい」から「解説したり、講演したり、講座を開いたり、また体験学習を行ったり」などの活動などが博物館で広く行われるようになってきている（Ⅱ図表—16）。そしてこの活動の対象は、子どもであったり、成人であったり、高齢者であったり、また、内容も多岐にわたっている。従来の博物館の中心的活動である資料収集・調査研究・展示とはその職務内容が大きく異なっている。したがって、館内の施設設備をこれに対応できるように整備する必要もあるが、それ以上に教育普及活動の職務を適切に果たすことのできる人材の確保が重要となる。今後、学芸員の養成や研修においては、このように変化する博物館の活動を十分に配慮したものとなるようにしなければならない。

わが国の博物館の総合調査は、平成5年度「博物館白書」、平成11年度「日本の博物館の現状と課題」、平成16年度「博物館総合調査報告書」に続き、今回で4回目となった。特に平成11年度の調査から経年変化や時系列分析に留意して調査項目を設定してきており、今回は3回目となり、このような分析がある程度可能となってきた。また、時々の課題やそれらへの対応の状況も社会の変化と合わせ興味深く考察することができるようになった。このことはわが国博物館をさらに一層振興していく上できわめて有意義なことである。今後とも権威ある調査として4～5年の間隔で博物館総合調査が実施できるよう国において必要な措置を講じられることを強く要請したい。なお、次回の調査までの課題として、例えば、管理運営体制の複雑化にともなって把握が困難になっている予算や決算の状況等についても時系列分析等が的確にできるように、質問事項の工夫、データのチェックをはじめ必要な準備態勢がとれるようにしておかなければならない。